

沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議について

< 設置目的 >

発達障害児（者）及びその家族に対し、途切れのない支援を推進するため、庁内の関係課（所）長で構成する協議の場を設置。

連絡会議において、庁内の発達障害児（者）に対する支援施策の進捗状況の確認や課題への対応策に対する協議を行うことにより、発達障害者支援法、体制整備計画及び人材育成計画の着実な推進を図る。

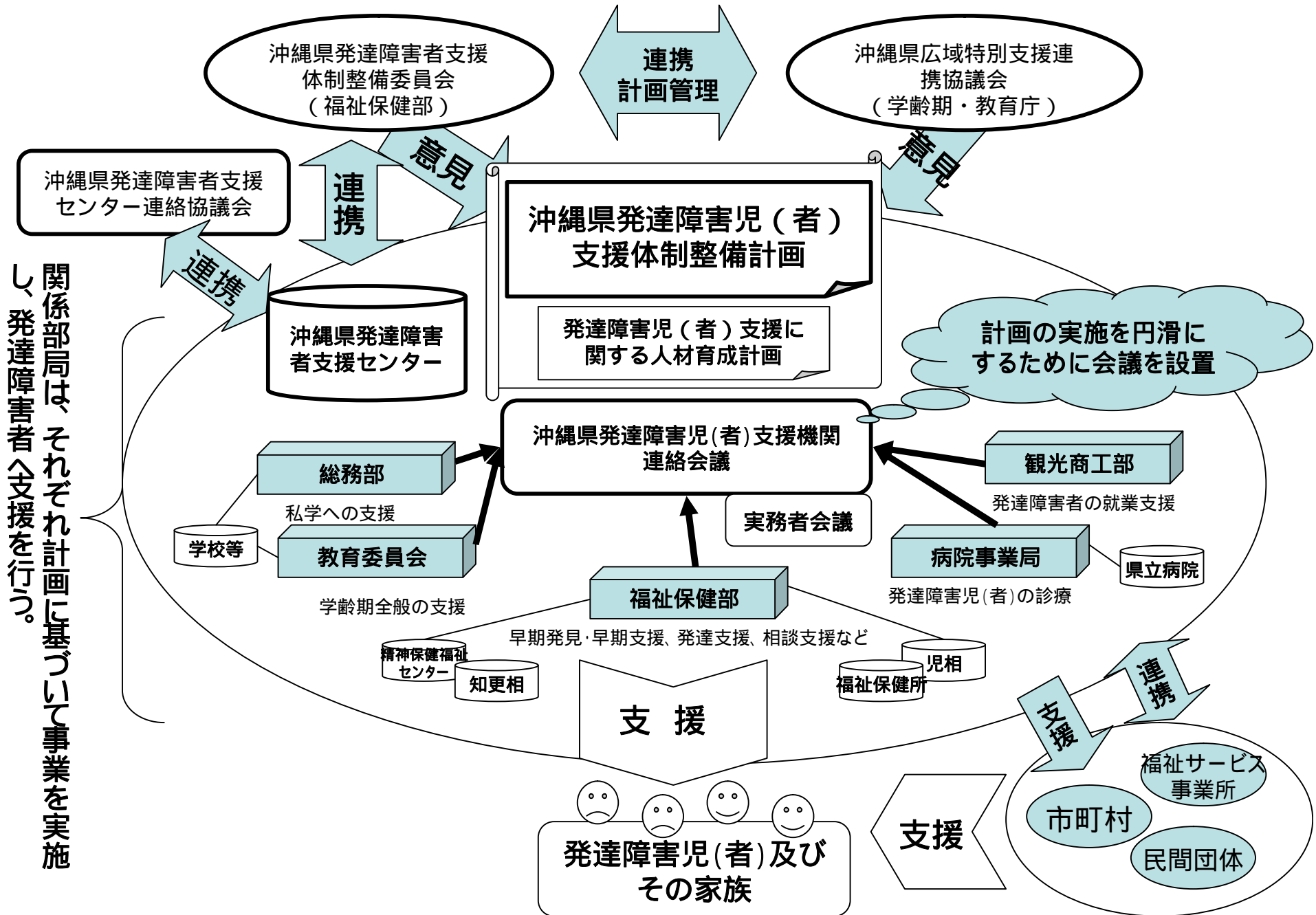
< 所掌事務 >

- (1) 発達障害児（者）等に対する支援に係る現状及び課題の共有
- (2) 支援体制整備計画に基づく総合的かつ計画的な事業推進
- (3) 市町村が実施する発達障害児（者）支援施策の推進に対する県の支援体制強化
- (4) 庁内関係課（所）における所管事項を明確にした推進体制の確立

< 関係機関 >

福祉保健部（障害保健福祉課、国保・健康増進課、青少年・児童家庭課、児童相談所、知的障害者更生相談所、総合精神保健福祉センター、福祉保健所）、観光商工部（雇用労政課）、総務部（総務私学課）、教育委員会（県立学校教育課、義務教育課）、病院事業局（県立病院課）

発達障害児（者）支援体制整備計画に基づく連携体制のイメージ



沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議設置要綱

(平成21年8月10日福祉保健部長決裁)

(設置目的)

第1条 発達障害児(者)及びその家族に対し、途切れのない支援を推進するため、総務部、福祉保健部、観光商工部、教育委員会及び病院事業局の関係課による沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害児(者)等に対する支援に係る現状及び課題の共有、及びその対応協議に関すること。
- (2) 沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画に基づく総合的かつ計画的な事業の推進に関すること。
- (3) 市町村が実施する発達障害児(者)支援施策の推進に対する県の支援体制に関すること。
- (4) 所管事項を明確にした推進体制の確立に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる機関等で構成し、下部組織として別表2に掲げる職で構成する実務者会議を設置する。

2 連絡会議の委員長は、福祉保健部福祉企画統括監の職にある者を、また副委員長は保健衛生統括監の職にある者を充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が招集し、議事を進行する。

- 2 連絡会議は、発達障害児(者)に対する支援施策の進捗状況の確認や課題への対応策を協議し、支援施策を着実に推進するため、定期的に開催するものとする。
- 3 実務者会議は、障害保健福祉課の班長が招集し、議事の進行を担当する。
- 4 実務者会議は、支援の現状及び課題について、具体的かつ実務的な検討を行い、連絡会議においてその内容を報告するとともに、対応策の提案を行うものとする。

(所管事項)

第5条 発達障害者支援関連事業に係る所管事項は別表3のとおりとする。

(庶務)

第6条 連絡会議に関する庶務は、福祉保健部障害保健福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

別表1(第3条関係)

連絡会議委員

	所 属 ・ 職 名	
委員長	福祉保健部	福祉企画統括監
副委員長		保健衛生統括監
委員		障害保健福祉課長
		国保・健康増進課長
		青少年・児童家庭課長
		児童相談所長
		知的障害者更生相談所長
		総合精神保健福祉センター所長
		福祉保健所長
	総務部	総務私学課長
	観光商工部	雇用労政課長
	教育委員会	県立学校教育課長
		義務教育課長
	病院事業局	県立病院課医療企画監

別表2(第3条関係)

実務者会議委員

	所 属 ・ 職 名	
委員	福祉保健部	障害福祉保健課地域生活支援班長
		国保・健康増進課母子保健班長
		青少年・児童家庭課保育班長
		青少年・児童家庭課児童育成班長
		児童相談所自立支援班長
		身体障害者更生相談所相談判定班長
		総合精神保健福祉センター相談指導主幹
		福祉保健所地域保健班長
		福祉保健所総務福祉班長
	総務部	総務私学課私学・法人班長
	観光商工部	雇用労政課雇用企画推進班長
	教育委員会	県立学校教育課特別支援教育主任指導主事
		義務教育課義務教育班長
	病院事業局	県立病院課主査

別表3（第5条関係）

発達障害者支援関連所管事項一覧

発達障害者支援法の根拠	現状と課題	関連する事業	事業内容	対応の方向	担当部局・課
1 児童の発達障害の早期発見等（法第5条）					
市町村は、母子保健法に規定する健康診査等を行うにあたり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 早期発見のシステムが不十分 健診方法、内容の見直し必要 健診従事者の更なる専門性の向上が必要 健診後のフォローアップシステムの充実が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対する指導、助言、技術的援助 保健師研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対する指導、助言、技術的援助 保健師研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査マニュアルの作成の検討 保健師等の資質向上のための研修強化 	福祉保健部 国保・健康増進課 福祉保健所
市町村の教育委員会は、学校保健法に規定する健康診断を行うにあたり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 就学時の健康診断時に「発達障害」の発見をすることが困難 教師等に対する研修強化が必要 保育所等からの園児の引継ぎについて方策の検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育理解推進事業 平成20年～22年度実施 (専門家チーム) 	<ul style="list-style-type: none"> 医師、大学教授、学識経験者等からなる専門家チームを教育事務所に設置し、学校からの要請に応じ、発達障害等の判断を行い、学校及び特別支援教育巡回アドバイザーへ専門的な立場から指導助言を行う。 気になる子の学校への引き継ぎ方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回アドバイザーの資質向上を図る研修取組 	教育委員会 県立学校教育課 義務教育課 総務部総務私学課 福祉保健部 青少年・児童家庭課
市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童について継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じて、当該児童が早期に医学的又は心理的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、発達障害者支援センター、都道府県が確保した医療機関その他の機関を紹介し、又は助言を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域で支援が受けられる体制が不十分 各関係機関の連携体制の強化が必要 発達障害の疑いのある児童に対する地域での支援の受け皿が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援センター運営事業 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害児（者）及びその家族に対する相談支援、発達支援、就労支援を行う。 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修を行う。 医療、保健、福祉、労働、教育及び家族会代表等で構成する連絡協議会を設置し、総合的な支援を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における発達障害相談窓口を強化するため、人材育成の研修を推進する。 支援センターと連絡協議会が連携し、市町村や関係機関に対する支援を推進する。 	福祉保健部 障害保健福祉課 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター
		<ul style="list-style-type: none"> 障害児等療育支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県内9カ所の社会福祉施設等で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援を行うとともに、施設、保育所等への巡回指導を強化する。 	福祉保健部 障害保健福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> 障害児巡回就学相談活動事業 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等へ巡回し、幼児等への就学に関する相談を行う。 		沖縄県 総合教育センター

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断、治療可能な医療機関が少ない。 ・ 医師等医療関係者に対する研修強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者支援センター運営事業（再掲） ・ 人材育成計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師等の専門性を向上するための研修の実施 ・ 医療機関の連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県医師会等の協力を得ながら、医療機関の確保に努める。 ・ 各医療機関に対して、国が実施する医療関係研修への派遣を推奨する。 	福祉保健部 障害保健福祉課 病院事業局
発達障害者支援法の根拠		現状と課題	関連する事業	事業内容	対応の方向	担当部局・課
2 早期の発達支援（法第6条）						
	市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、発達障害者支援センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の相談窓口の強化が必要 ・ 身近な地域における発達支援体制整備の促進が必要。 ・ 市町村と支援センター等との連携強化が必要 ・ 親子通園を実施している市町村が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口強化のための研修事業の実施 ・ 発達障害者支援センター運営事業（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村と連携を図り、発達障害児（者）及びその家族に対する相談支援、発達支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村における発達障害相談窓口を強化するため、人材育成の研修を推進する。 ・ 支援センターと連絡協議会が連携し、市町村や関係機関に対する支援を推進する。 	福祉保健部 障害保健福祉課
	都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 途切れのない支援体制を構築するため、総合的な支援のあり方を検討 ・ 医療、相談支援、発達支援等に従事する者に対し、専門性確保のための研修が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害児（者）支援システム構築事業の推進 ・ 地域自立支援協議会の設置促進 ・ 人材育成計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中部圏域においてモデルとなる支援システムを構築し、段階的に全圏域に普及する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村を中心とした身近な地域における支援体制の整備促進 ・ 発達支援を専門的に支援できる人材の育成 	福祉保健部 障害保健福祉課

発達障害者支援法の根拠	現状と課題	関連する事業	事業内容	対応の方向	担当部局・課
<p>3 保育（法第7条）</p> <p>市町村は、保育の実施にあたっては、発達障害の健全な発達が他の児童とともに生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村において障害児保育の対象の範囲が不統一 次世代育成支援施策において発達障害児施策の位置付けが不明確 幼稚園又は小学校への引き継ぎ方にばらつきがある。 保育所と幼稚園は、小学校へ指導要録の送付が義務づけられているので、十分な活用が図られるようにする。 保育士等支援員の専門性の向上が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援後期行動計画の策定 特別支援教育理解推進事業 平成20年～22年度実施 (一貫した支援手帳の検討) 障害児等療育支援事業 人材育成計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「気になる子」の判断及び受け入れ基準の標準化について検討 発達障害児の発達支援等について、次世代育成支援後期行動計画に明示する。併せて、市町村に対しても同計画に明示する方向で指導する。 教育委員会で検討中の「えいぶる」の活用について検討 保育所巡回指導の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 「気になる子」の判断及び受け入れ基準の標準化について検討 発達障害児の発達支援等について、次世代育成支援後期行動計画に明示する。併せて、市町村に対しても同計画に明示する方向で指導する。 教育委員会で検討中の「えいぶる」の活用について検討 圏域別の支援体制確保を目指し、保育士に対し、専門的研修を実施 	<p>福祉保健部 青少年・児童家庭課</p> <p>教育委員会 県立学校教育課 義務教育課 総務部総務私学課</p> <p>障害保健福祉課、 青少年・児童家庭課</p>

発達障害者支援法の根拠	現状と課題	関連する事業	事業内容	対応の方向	担当部局・課
4 教育（法第8条）					
<p>国及び地方公共団体は、発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育は受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立小・中学校において、特別支援学級を設置したのは、300校 ・ 県内16カ所の特別支援学校を設置（分校1を含む） ・ 特別支援学級及び特別支援学校において、発達障害児に対する教育、支援の専門性を確保するため、学校長、担当教員等に対して研修が必要 ・ 保護者に対し、発達障害の理解を促進するための取り組みが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育理解推進事業 平成20年～22年度実施 （特別支援教育理解推進研修） （特別支援教育コーディネーター養成研修） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育に関する理解と認識を深めるとともに、校内支援体制の充実に向けて、管理職の資質の向上を図る。また、一般教諭への研修会実施。 ・ 各地域の幼、小、中、高等学校の教員に、在籍する発達障害等の幼児児童生徒に対する指導内容、方法、個別の指導計画に関する助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーターの資質向上研修実施 	<p>教育委員会 県立学校教育課 義務教育課 総務部総務私学課</p>
発達障害者支援法の根拠	現状と課題	関連する事業	事業内容	対応の方向	担当部局・課
5 放課後児童健全育成事業の利用（法第9条）					
<p>市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の確保の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブにおいて障害児を受け入れているクラブ数及び児童数は 65クラブ96名 ・ 次世代育成支援施策において発達障害児施策の位置付けが不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 次世代育成支援後期行動計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブにおける発達障害児の利用確保の確保の配慮について市町村指導 ・ 発達障害児の発達支援等について、次世代育成支援後期行動計画に明示する。併せて、市町村に対しても同計画に明示する方向で指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブにおける発達障害児の利用確保の確保の配慮について市町村指導 ・ 発達障害児の発達支援等について、次世代育成支援後期行動計画に明示する。併せて、市町村に対しても同計画に明示する方向で指導する。 	<p>福祉保健部 青少年・児童家庭課</p>

発達障害者支援法の根拠	現状と課題	関連する事業	事業内容	対応の方向	担当部局・課
6 就労の支援（法第10条）					
<p>都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、教育委員会その他関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援センターにおいて、就労関係機関や地域自立支援協議会等と連携し、就労相談支援体制を強化していく必要がある。 発達障害者は、コミュニケーションがうまく図れなかったり、就労環境において発達障害についての理解が弱いことから、就労定着が図りにくい状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援センター運営事業（再掲） 障害者就業・生活支援センター運営事業 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害児（者）及びその家族に対する就労支援を行う。 就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、関係機関と連携を図りつつ、必要な指導、助言その他の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援センターと就労関係機関等が連携し、就労支援の強化を図る。 関係機関と連携をしながら、適切な指導、助言を行い、就労機会の確保及び定着支援に努める。 	<p>福祉保健部 障害保健福祉課</p> <p>観光商工部 雇用労政課 福祉保健部 障害保健福祉課</p>
<p>都道府県及び市町村は、必要に応じて発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行えるような必要な措置を講じるものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 障害児職業自立推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の生徒の卒業後の進路指導のために労働、福祉等の関係機関との協議会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校における職業自立地域推進協議会の取組充実 	<p>教育委員会 県立学校教育課</p>
発達障害者支援法の根拠	現状と課題	関連する事業	事業内容	対応の方向	担当部局・課
7 地域での生活支援（法第11条）					
<p>市町村は、発達障害者が、その希望に応じて地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき必要な支援に努めなければならないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害については、療育手帳のような制度が設けられてないことから、障害者福祉施策に基づくサービスが受けにくい。 市町村において地域生活の自立に向けた一貫した支援体制の強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳交付事業 地域自立支援協議会の設置促進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会の設置、活用に向け市町村に対し助言、支援を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域自立支援協議会の設置、活用に向け市町村に対し助言、支援を図る。 	<p>福祉保健部 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター</p> <p>障害保健福祉課</p>

発達障害者支援法の根拠	現状と課題	関連する事業	事業内容	対応の方向	担当部局・課
8 権利擁護・普及啓発（法第12条、法第21条）					
<p>国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者は、様々な事件、事故に巻き込まれやすく、巻き込まれた場合に適切に対処してもらえないことがある。警察、消防、消費生活機関など様々な機関に発達障害を理解してもらう必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援センター運営事業（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害に対する普及・啓発を図るため、パンフレットの作成やシンポジウム等を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害に対する正しい理解を促し、当事者及びその家族が円滑な地域生活を送れるようにする。 	福祉保健部 障害保健福祉課
<p>国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害が社会的に正しく理解されないため、「いじめ」や「からかい」の対象となったりするなどの状況があることから発達障害に対する正しい理解を促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援センター運営事業（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害に対する普及・啓発を図るため、パンフレットの作成やシンポジウム等を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害に対する正しい理解を促し、当事者及びその家族が円滑な地域生活を送れるようにする。 	福祉保健部 障害保健福祉課
発達障害者支援法の根拠	現状と課題	関連する事業	事業内容	対応の方向	担当部局・課
9 発達障害者支援センター等（法第14条）					
<p>都道府県は、次に掲げる業務を社会福祉法人等に行わせ、又は自ら行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期発見、早期の発達支援に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的にその相談に応じ、又は助言を行うこと。 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労支援を行うこと。 医療、保健、福祉、教育等の関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人肢体不自由児協会に「沖縄県発達障害者支援センター」の運営を委託。 発達障害者支援体制整備計画に基づき、相談支援、発達支援、就労支援等を実施していく。 センターの運営方針等については、県の相談機関及び医療等の関係機関や当事者等で構成する連絡協議会を設置し協議、検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援体制整備委員会の運営事業 発達障害者支援センター運営事業（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害児・者の支援計画や支援体制整備に関することについて、意見を聴取する。 発達障害児（者）及びその家族に対する相談支援、発達支援、就労支援を行う。 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修を行う。 医療、保健、福祉、労働、教育及び家族会代表等で構成する連絡協議会を設置し、総合的な支援を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援体制整備計画に基づき、市町村を中心に身近な地域において、途切れのない支援体制を確立する。 支援センターと連絡協議会が連携し、市町村や関係機関に対する支援を推進する。 	福祉保健部 障害保健福祉課

発達障害者支援法の根拠		現状と課題	関連する事業	事業内容	対応の方向	担当部局・課
1 0 専門的な医療機関の確保等（法第 1 9 条）						
	都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。	・平成 20 年 12 月時点で、診断可能な医療機関は 38 機関であるが、発達支援体制の確保については研修も含め強化が必要。	・人材育成計画の策定	・発達障害児・者に対する専門的な支援を行う人材の育成を計画的に推進する。	・発達障害児・者に対する専門的な支援を行う人材の育成を計画的に推進する。	障害保健福祉課 県立病院課
	国及び地方公共団体は、医療機関の相互協力を推進するとともに、医療機関に対し、発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。	・医療機関に対するアンケートの結果、相互の連携を求める声や、離島地域に対する医師等の派遣についての要望が高い。			・研修会や連絡会議等を開催し、医療機関相互の協力体制の構築を図る。	障害保健福祉課 病院事業局
発達障害者支援法の根拠		現状と課題	関連する事業	事業内容	対応の方向	担当部局・課
1 1 民間団体への支援（法第 2 0 条）						
	国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。	・県内の発達障害者を支援するための N P O 等の団体については、十分に把握されていない状況			・発達障害者の支援にあたっては、親の会や N P O 等の当事者関係者との連絡会の開催など連携を強化していく。	障害保健福祉課
発達障害者支援法の根拠		現状と課題	関連する事業	事業内容	対応の方向	担当部局・課
1 2 普及及び啓発（法第 2 1 条、第 2 2 条）						
	国及び地方公共団体は、県民が発達障害に関して理解を深めるための広報啓発や医療、保健等の従事者が発達障害の発見のために必要な知識の普及啓発に努めなければならない。	・発達障害に関する特性や理解が広く県民に周知されていない。 ・保健、保育等の従事者に対する発達障害の発見のために必要な知識の普及啓発が十分ではない。	・人材育成計画の策定	・発達障害の特性理解を促進するための普及啓発や支援する人材の育成等を計画的に推進する。	・発達障害の特性理解を促進するための普及啓発や支援する人材の育成等を計画的に推進する。	障害保健福祉課
発達障害者支援法の根拠		現状と課題	関連する事業	事業内容	対応の方向	担当部局・課
1 3 専門的知識を有する人材の確保等（法第 2 3 条）						
	国及び地方公共団体は、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。	・発達障害に関する専門的知識を有する人材が少ない。	・人材育成計画の策定	・発達障害の特性理解を促進するための普及啓発や支援する人材の育成等を計画的に推進する。	・健診に従事する保健師の技術研修 ・発達障害の特性理解を促進するための普及啓発や支援する人材の育成等を計画的に推進する。	障害保健福祉課 国保・健康増進課 県立学校教育課